

電機連合加盟組合員の皆様へ

助け合い、思いやり、あなたに寄り添う電機共済

電機連合



けんこう共済

掛金が割安でしかも幅広く手厚い補償

2020年版

ぜひ
ご家庭に持ち帰り、
ご家族で加入を
ご検討ください。

- 三大疾病はもちろん
女性特有の病気にも対応、
入院・自宅療養は通算365日分まで補償
- さらにガン入院は無制限、
ガン手術、「ガン退院」などガンに手厚い補償
- 先進医療費用は通算で2000万円まで実費を給付
「日常生活サポート特約」の加入で、
自転車事故の賠償責任も補償

制度改定

- ・「個人賠償給付金」と「受託品賠償給付金」を一本化し、補償内容を拡充、限度額を引き上げます。
- ・「ガン自宅療養給付金」を「ガン退院給付金」に改定し、ガンで20日以上入院した場合の退院時に、一律にお支払いするようにします。(ただし、転院、一時的な帰宅、死亡退院を除きます)
- ・「ホールインワン祝金」を「ホールインワン給付金」に名称変更します。

電機連合

15万人を超える皆様のご加入で

損害保険料 **最大70.8%*** 割引

※団体割引30%、損害率による割引58.4%
(所得補償保険に適用)

スマートフォンでもけんこう共済の説明動画が見られます。(詳しくは裏表紙をご覧ください。)



組合での新規加入 申込書受付期間	福祉共済センター 申込書締切日	補償開始日 (午前0時から)	第一回掛金引落日 (初回は2カ月分)
2020年 2月～3月	4月10日(金)	6月1日	6月12日(金)
4月	5月12日(火)	7月1日	7月13日(月)
5月	6月12日(金)	8月1日	8月12日(水)
6月	7月10日(金)	9月1日	9月14日(月)
7月	8月 7日(金)	10月1日	10月12日(月)
8月	9月11日(金)	11月1日	11月12日(木)
9月	10月12日(月)	12月1日	12月14日(月)
10月	11月12日(木)	2021年 1月1日	2021年1月12日(火)
11月	12月11日(金)	2021年 2月1日	2021年2月12日(金)
12月	2021年1月12日(火)	2021年 3月1日	2021年3月12日(金)
2021年 1月	2021年2月12日(金)	2021年 4月1日	2021年4月12日(月)

※5月1日の補償開始はありません。

※所属組合の申込書提出締切日をご確認ください。

☎0120-046488 (けんこう専用フリーダイヤル)

☎03-3769-0265

☎03-3452-5405 (けんこう専用)

🌐 <https://kyosai.jeiou.or.jp/>

●〒108-8326 東京都港区三田1-10-3 電機連合会館内
業務時間:平日9時00分～17時30分(土日・祝日、年末年始を除きます)



電機連合
福祉共済センター



1

幅広く手厚い補償内容

〔国内・国外とも補償〕

6～8頁に補償内容(抜粋)を記載してあります。
詳細は、ご加入後に送付する「ご加入者のしおり」でご確認ください。

掛金は1000円/月

給付金種類		給付内容	基本契約本人 満15歳～満64歳 ※65歳以上の補償内容は9頁でご確認ください。			満15歳～29歳 (補償開始日現在) 基本契約本人
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Yタイプ
1 入院給付金	ガン入院	●ガンと診断され入院したとき ●初日～退院するまで	1日あたり 25,000円	1日あたり 20,000円	1日あたり 15,000円	1日あたり 10,000円
	ガン以外入院 (注1)	●ガン以外の病気やケガで入院したとき ●初日～365日分限度	1日あたり 15,000円	1日あたり 10,000円	1日あたり 5,000円	1日あたり 5,000円
2 休業補償給付金 (注1)		●病気やケガで継続して5日以上 自宅療養等をしたとき ●入院・自宅療養通算5日目～ 365日分限度	1日あたり 10,000円	1日あたり 10,000円	1日あたり 5,000円	1日あたり 5,000円
3 通院給付金 (ケガのみ)		●ケガで通院したとき ●事故日から180日以内の通院治療日数分を90日限度 (病気は対象外)	1日あたり2,000円			
4 疾病死亡給付金		●病気で死亡したとき	一時金100万円			対象となりません
5 災害死亡給付金		●不慮の事故で死亡したとき	一時金200万円			
6 後遺障害給付金		●ケガで後遺障害が生じたとき	1共済事故につき程度により一時金8万～200万円			
7 手術給付金 (注2)	ガン手術	●ガンで所定の手術を受けたとき (放射線照射を含む)	手術1回につき種類により5・10・15・25万円			
	ガン以外手術	●ガン以外の病気やケガで所定の手術を受けたとき (放射線照射を含む)	手術1回につき種類により5・10・20万円			
8 先進医療費用給付金		●病気やケガで厚生労働省が定める病院または診療所において先進医療として厚生労働省が定めた医療を受けたときの技術料	通算2,000万円限度			
9 ガン退院給付金		●ガンと診断され20日以上継続して入院した場合の退院時	1退院につき 一時金20万円			
10 長期療養給付金		●病気やケガで180日以上継続して入院したとき	一時金30万円 (1共済事故につき1回)			対象となりません
11 超・長期療養給付金		●病気(ガン以外)やケガで1年6カ月の間に入院・休業補償給付金が365日分になるとき	一時金100万円 加入から脱退まで1回のみ			対象となりません
12 救済者費用給付金 (注3)		●旅先(含む海外)の事故で要する捜索・救助費用の実費(病気は対象外) ●自宅外で傷害による死亡・入院(14日以上)の場合に、親族の現地入り費用・遺体移送費用等	1共済事故につき実費を500万円限度			
13 ドナー給付金		●骨髄採取手術を受けたとき	一時金 入院給付金(ガン以外)日額×(入院日数+4日)			

(注1) 精神障害に関わるご請求は8頁の給付金をお支払いしない主な場合③に記載の対応となります。

(注2) 手術給付金は給付金支払の対象とならない手術がありますのでご注意ください。

(注3) 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、給付金が差し引かれます。

(Yタイプには、「賠償責任給付金」と「携行品損害給付金」が、あらかじめセットされています。

※家族契約の配偶者には、内縁関係(同性間パートナー含む)を含みます。
※配偶者継続コースも同じ補償となります。
※Yタイプは家族契約の加入、および日常生活サポート特約を付けることはできません。

本人が加入すれば、次の方が被共済者になります。

- 1 「賠償責任給付金」
- ①基本契約本人 ②基本契約本人の配偶者(※1)
③基本契約本人またはその配偶者(※1)と同居の親族(※2)・別居の未婚の子(※3) ④基本契約本人が未成年者または賠償事故を起こした共済の対象となる方(上記①②③)が責任無能力者の場合、その方の親権者やその他の法定の監督義務者(※4)
- 2 「携行品損害給付金」
- ①基本契約本人 ②基本契約本人の配偶者(※1) ③基本契約本人またはその配偶者(※1)と生計を共にする同居の親族(※2) ④基本契約本人またはその配偶者(※1)と生計を共にする別居の未婚の子(※3)
- 3 「ホールインワン給付金」
- ①基本契約本人 ②基本契約本人の配偶者(※1) ③満24歳以下で基本契約本人と生計を共にする未就業かつ未婚の子(※3)

上記続柄は損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。
(※1)内縁関係(同性間パートナー含む)を含みます。
(※2)親族とは、6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。
(※3)未就業・未婚とはこれまでに就職・婚姻歴がないことをいいます。
(※4)監督義務者に代わって監督する者は親族に限ります。

●日常生活サポート特約(Ⅱタイプ)

月々600円で家族の日常生活も補償!

1 賠償責任給付金 (注)	●日常生活において第三者の身体や所有物に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったとき(自動車、バイクなどによるものは対象外、自転車によるものは対象) ●日本国内で他人から借りた物や預かった物を日本国内外で破損、または盗まれたため、法律上の賠償責任を負ったとき	1共済事故につき 国内無制限・国外3億円限度 免責金額なし ※示談代行サービス付(国内のみ)	
2 携行品損害給付金 (注)	●自宅から一時的に持ち出したカメラ、衣服、レジャー用具等の身の回り品をこわしたり現金を盗まれたりしたとき(置き忘れや落とし物などの紛失は対象外) 〔国内・国外とも〕 (3,000円以下の損害は対象外)	1共済事故につき 50万円限度 1共済事故につき免責金額3,000円 ただし、損害額が3,000円超の場合、免責金額(自己負担額)なし	1共済事故につき 30万円限度 1共済事故につき免責金額3,000円 ただし、損害額が3,000円超の場合、免責金額なし
3 ホールインワン給付金	●競技者1名以上とキャディを伴い、パー35以上の9ホールを正規にラウンドして、ホールインワン・アルバトロスをしたとき 〔国内のみ〕	1回につき 一時金50万円 (キャディ同伴なしの場合は、ゴルフ場発行のホールインワン証明書等があれば、一時金30万円)	対象となりません。

(注) 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、給付金が差し引かれます。

●ガン特約

お申し込みにはガン特約パンフレット4頁の「ガン特約申込書」のご提出が必要です。
けんこう共済基本契約とは別に健康状態の告知が必要です。詳細は、「ガン特約パンフレット」で必ずご確認ください。

ガン診断給付金

- 初めてガンと診断確定されたとき
- ガンが再発・転移したと診断確定されたとき
- 新たにガンが生じたと診断確定されたとき

一時金**200万円**
(65歳以上は**100万円**)

●介護特約

お申し込みには介護特約パンフレット6頁の「介護特約申込書」のご提出が必要です。
けんこう共済基本契約とは別に健康状態の告知が必要です。詳細は、「介護特約パンフレット」で必ずご確認ください。

介護給付金

- 公的介護保険制度 要介護2以上の認定又は所定の要介護状態になったとき

コースにより一時金
100万～500万円

2

スケールメリットを活かした割安な掛金(月額)

- 掛金および補償内容は(基本契約本人、家族契約配偶者とも) **毎年6月1日の被共済者の満年齢**によって決まります。したがって、新規加入時の掛金年齢区分は、2020年6月1日時点の被共済者の満年齢によります。また、自動継続時に年齢区分が上がるときは、その後迎える6月1日(5月引落し分)から掛金が変わります。
- 掛金をご指定の金融機関(「ねんきん共済」ご加入の場合は同じ金融機関)の口座より補償開始月の当月12日(休祝日の場合は翌営業日)に、**初回掛金として2カ月分(ガン特約・介護特約の同時申込掛金を含む)**をまとめて引落とし、翌月からは1カ月分が自動引落としになります。
- 残高不足等で引落しができなかった場合には、**翌月に2カ月分(初回から引落しできない場合は3カ月分)**、さらに引落しができなかった場合、**翌々月に3カ月分(初回から引落しできない場合は4カ月分)**をまとめて引落とします。**3カ月分(初回から引落しできない場合は4カ月分)の引落しできない場合は、自動脱退となります**のでご注意ください。なお、引落しができなかった場合は、その都度本人宛、郵送にてご案内いたします。
- 掛金は掛捨てです。満期および解約返戻金はありません。
- けんこう共済(特約を含む)は、電機連合の組合員およびそのOB等限られた組織内での相互扶助による独自の制度であり、年末調整・確定申告による保険料控除の対象となりません。また、掛金についての「保険料控除証明書」は発行されません。
- 介護特約の掛金は、「介護特約パンフレット」でご確認ください。

掛金表(月額)

※ Yタイプは家族契約の加入ができません。

基本契約本人								家族契約	家族契約	ガン特約※	
内容	Aタイプ		Bタイプ		Cタイプ		Yタイプ	配偶者	子 供 1人につき		
	AⅠ (基本契約のみ)	AⅡ (日常生活 サポート特約付)	BⅠ (基本契約のみ)	BⅡ (日常生活 サポート特約付)	CⅠ (基本契約のみ)	CⅡ (日常生活 サポート特約付)					
満年齢											
15～29歳	2,100円	2,700円	1,700円	2,300円	1,200円	1,800円	1,000円	900円	満24歳以下の 全年齢 (3頁記載の 加入資格に ご注意ください)	0～29歳	200円
30～44歳	3,300円	3,900円	2,500円	3,100円	1,600円	2,200円		1,200円		30～44歳	400円
45～54歳	5,300円	5,900円	3,900円	4,500円	2,400円	3,000円		1,500円		45～54歳	900円
55～64歳	6,300円	6,900円	4,600円	5,200円	2,900円	3,500円		1,900円		55～64歳	1,800円
65～69歳 (休業補償給付金なし)			5,600円	6,200円	3,500円	4,100円		2,800円		65～69歳	1,400円
70～74歳	70Ⅰ型3,500円		70Ⅱ型(日常生活サポート特約付)		4,100円			2,800円	500円	70～74歳	1,700円
75～79歳	75Ⅰ型3,900円		75Ⅱ型(日常生活サポート特約付)		4,500円			3,200円		75～79歳	2,000円
80～84歳	80Ⅰ型5,100円		80Ⅱ型(日常生活サポート特約付)		5,700円			4,000円		80～84歳	2,400円

※ケガのみを補償する「Dタイプ」「Dコース」の掛金は、4頁をご確認ください。

※Yタイプは補償開始日時点で満29歳までの方のみ加入できます。ご加入後、満29歳までYタイプにご加入の方は、満30歳の継続時にCIIタイプに無告知で自動移行します。なお、満30歳の自動移行前にYタイプからCタイプ(CI・CII)への変更については、健康告知は不要です。

※満65歳以上の補償内容等の詳細は9頁をご確認ください。基本契約本人が満65歳以上の掛金には福祉会費100円を含みます。

※「配偶者継続コース」の掛金は家族契約配偶者の掛金とは異なります。9頁をご確認ください。

「けんこう共済」の掛金はなぜ割安なのでしょう？

電機連合で共済を自主運営する上で、不測の高額支払に備え、専門的な知識やノウハウを活用するために、損害保険を組み合わせています。損害保険を組み合わせるにあたってはスケールメリットを活かし最大の割引率(団体割引・損害率による割引)を確保しています。また、自家共済部分では営利をもとめず最小限の事務経費で運営されています。したがって、「けんこう共済」は割安な掛金で幅広い補償をご提供しています。(引受保険会社:東京海上日動火災保険(株)＝(幹事会社)、三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン日本興亜(株))

●加入パターン

加入パターンは以下のうちいずれかを選択してください。(Yタイプの場合は⑤)

基本契約(本人のみ)

基本契約+特約

基本契約+家族契約

基本契約+家族契約+特約

①家族契約のみの加入はできません。基本契約本人の加入が必要です。

②「けんこう共済」(または「けんこう共済アシスト」)に重複して加入することはできません。

③夫婦とも組合員であり、それぞれが「基本契約」に加入する場合、お互いが「家族契約」「日常生活サポート特約」「介護特約」を加入しあうことはできません。親子で組合員であり、それぞれが「基本契約」に加入する場合、子供は親の「家族契約」に加入することはできません。

④特約には「日常生活サポート特約」と「ガン特約」「介護特約」があります。

⑤Yタイプは、家族契約の加入および日常生活サポート特約に加入することはできません。〔賠償責任〕〔携行品損害〕の各給付金がセットされています。なお、ガン特約、介護特約(本人以外で加入条件を満たす親)は加入することができます。

3

加入資格

加入される方は、
次の(1)と(2)の要件をそなえていることが必要です。
なお、「④告知の大切さに関するご案内」を必ずご確認ください。

(1) 加入対象(年齢)

補償開始日時点で満59歳以下の、電機連合加盟の組合員本人およびその家族(家族とは、配偶者と子供をいい、配偶者には内縁関係(同性間パートナー含む)を含みます。子供は組合員本人と生計を共にする本人の子で、補償開始日時点で満24歳以下、未就業かつ未婚の方)で(2)に該当する方。
※Yタイプは補償開始日時点で現在満29歳以下の電機連合加盟の組合員本人(家族契約の付帯はできません。)

(2) 健康状態(申込書の告知事項欄にご記入いただきます)

申込日時点で、以下の「健康状態告知質問事項」の質問応答で「ご加入できます。」との結果となる健康状態であること。

ただし、質問3、質問4の結果により、特定疾病等不担保の条件がつく場合があります。

※ガン特約の告知事項は「ガン特約パンフレット」でご確認ください。

※介護特約の告知事項は「介護特約パンフレット」でご確認ください。

健康状態告知質問事項

質問1	●加入申込日(組合受付日)より過去3カ月以内に、入院をしたことや手術を受けたことはありますか。 ●現在入院または手術の予定(医師からすすめられている場合を含みます。)はありますか。	あり
	なし (注) 正常分娩に伴う入院・手術を除きます。	あり
質問2	加入申込日(組合受付日)より過去1年以内に ●【A表】の病気・症状であると医師に診断されたことはありますか。 ●【A表】の病気・症状のため、医師の指示による検査・治療(ガンなどの経過観察や投薬の指示を含みます。)を受けたことはありますか。	
	【A表】 ご加入できない病気・症状	
	悪性新生物 ●ガン(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血球、悪性リンパ腫、骨髄腫を含む) ●上皮内ガン(上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成を含む)	
	循環器系の病気・症状 ●心臓病・動脈の疾患(狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心筋症、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄を含む) ●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓を含む)	
	消化器系の病気・症状 ●胃潰瘍 ●十二指腸潰瘍 ●肝炎(A型肝炎をのぞく) ●肝硬変 ●慢性肝炎	
	呼吸器系の病気・症状 ●ぜんそく(気管支喘息)(プレドニゾン、プレドニン、メドロール、レダコート、リンデロン等の経口ステロイドを処方された場合) ●慢性気管支炎 ●肺気腫	
	泌尿・生殖器系の病気・症状 ●腎不全 ●腎硬化症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ	
	眼の病気・症状 ●眼底出血 ●網膜の病気	
	その他の病気・症状 ●糖尿病(高血糖、糖尿病の合併症を含む) ●結核 ●免疫不全症 ●メニエール病 ●認知症(アルツハイマー病を含む) ●精神・脳・神経の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●膠原病(全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む) ●厚生労働省指定の難病(指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方)	

質問3	加入申込日(組合受付日)より過去1年以内に ●【B表】の病気・症状であると医師に診断されたことはありますか。 ●【B表】の病気・症状のため、医師の指示による検査・治療(経過観察や投薬の指示を含みます。)を受けたことはありますか。	
	【B表】 条件付でお引受けできる病気・症状	
	ア.高血圧症、脂質異常症(高脂血症) イ.白内障、緑内障 ウ.脊椎、背骨および椎間板の障害(脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症を含む) エ.前立腺肥大、子宮筋腫 オ.切迫流産、切迫早産、帝王切開等の妊娠・分娩に伴う異常	

なし ←B表「ア・イ・ウ・エ・オ」のいずれも該当なしの場合 (注) 検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。
 あり ←B表「ア・イ・ウ・エ・オ」のいずれかに該当ありの場合

ご加入することができますが、質問3で、○をつけたア～オに対応する【C表】の病気・症状が補償対象外(特定疾病等不担保特約セット)となります。=条件付加入となります。

【C表】 補償対象外となる病気・症状 (注)
ア.脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓)、狭心症、心筋梗塞、不整脈、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞、狭窄
イ.白内障、緑内障
ウ.脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症
エ.前立腺肥大、前立腺炎、前立腺ガン、子宮筋腫
オ.妊娠・分娩に伴った異常と因果関係のある病気・症状

(注) 主治医が上記病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますのでご注意ください。

告知により、条件付加入した場合、補償開始日から1年の間、その条件による疾病関連の給付金はお支払い対象外になります。また、補償開始日から1年間、その条件による給付事由の発生がない場合、補償開始日から1年経過した後は、条件がついていないものとして給付金をお支払いします。

ご加入できます。
加入申込書に
ご署名ください。

ご同意いただける場合は、ご加入できます。加入申込書にご署名ください。

質問4は「現在、妊娠している方」のみお答えください。

質問4	1 初めての妊娠で、申込日時点で異常がないときは無条件でご加入できます。 …… 加入申込書の【告知事項】質問4、「初めて」と記入(申込日現在に異常があるときは、質問3、オ.に該当し、条件付加入となります。) 2 初めての妊娠でないとき (1) 前回妊娠時に、切迫流産、切迫早産、帝王切開等の異常があった場合 (例) 帝王切開のケース 前回と同じ異常に関連する病気・症状は補償しない条件でご加入 …… 加入申込書の【告知事項】質問4「前回、帝王切開」と記入できます。(条件付加入となります。) (2) 前回妊娠時に、異常がなかった場合無条件でご加入できます。 …… 加入申込書の【告知事項】質問4「前回、異常なし」と記入
-----	---

18頁「電機連合けんこう共済新規加入申込書兼口座振替申込書」

告知事項の記入例

質問1	質問2	質問3	質問4(妊娠)	Dコース
(あり) なし	(あり) なし	(あり) なし	ア (イ) (ウ) (エ) (オ)	

(3) 3頁.③. (2) の健康状態告知の質問1や質問2で「あり」に該当する方は、次のケガを補償するDタイプやDコースにご加入ください。質問1や質問2で「あり」に該当しない方は、DタイプやDコースにご加入できません。

・組合員本人が基本契約Dタイプに加入すれば、家族契約や「日常生活サポート特約」、「ガン特約」、「介護特約」を付けることができます。

給付金種類	給付内容 (国内・国外とも補償)	基本契約本人 Dタイプ	家族契約 Dコース
		15～84歳 掛金(月額)600円	配偶者 掛金(月額)500円 子 供 掛金(月額)400円
ケガ入院給付金	●ケガで入院したとき ●事故日(初日)から365日以内の入院に限ります (1頁の「入院給付金(ガン以外)」と給付内容が異なりますのでご注意ください。)	1日あたり 5,000円	1日あたり 5,000円
ケガ通院給付金	●ケガで通院したとき、事故日から180日以内の通院治療日数分を90日限度	1日あたり 2,000円	1日あたり 2,000円
災害死亡給付金	●不慮の事故(ケガ)で死亡したとき	一時金 200万円	一時金 200万円
後遺障害給付金	●ケガで後遺障害が生じたとき	1共済事故につき程度により 一時金 8～200万円	1共済事故につき程度により 一時金 8～200万円
手術給付金	●ケガで所定の手術を受けたとき(事故日から180日以内)	手術1回につき種類により 5・10・20万円	手術1回につき種類により 5・10・20万円
先進医療費用給付金	●ケガで先進医療を受けたとき	通算 2,000万円 限度	通算 2,000万円 限度
長期療養給付金	●ケガで180日以上継続して入院したとき	1共済事故につき 一時金 30万円	1共済事故につき 一時金 15万円
超・長期療養給付金	●ケガでの入院給付金が一共済事故で365日分になるとき	一時金 100万円 (加入から脱退まで1回のみ)	対象となりません。
救援者費用給付金(注)	●旅先(含む海外)の事故で要する捜索・救助費用の実費 ●自宅外で傷害による死亡・入院(14日以上)の場合に、親族の現地入り費用・遺体移送費用等	1共済事故につき実費を 500万円 限度	1共済事故につき実費を 500万円 限度

(注) 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、給付金が差し引かれます。

○基本契約本人が満65歳からの継続契約でDタイプ加入の場合は、福祉会会費月額100円が加わります。

○基本契約本人が満70歳からの継続契約では、超・長期療養給付金がなくなります。

○基本契約本人、家族契約配偶者が満75歳からの継続契約では、長期療養給付金と救援者費用給付金なくなります。

※配偶者継続コースも同じ補償となりますが、掛金は異なります。9頁をご確認ください。

4 告知の大切さに関するご案内

新規ご加入時または給付金額の増額など補償内容を拡大する場合等に告知が必要となります。

下記の内容をご確認いただき、ご不明な点等詳細につきましては、電機連合福祉共済センターにご照会ください。

● **告知書はご加入される方ご自身がありのままにご記入ください^(注)。**

告知の内容が正しくないと、ご加入が解除され、給付金をお受け取りいただけない場合があります。また、お支払いいただいた掛金は、お返しできない場合があります。

(注) ご家族の方を補償の対象とする場合には、ご家族の方ご自身がご記入ください。未成年の場合は、親権者を代表して、加入者本人が署名・捺印してください。

● **傷病歴がある場合、1頁の基本契約および家族契約のお引き受けは次のA～Cのいずれかになります。**

A：特別な条件を付けずにご加入していただけます。

B：特別な条件付きでご加入していただけます。

C：今回はご加入できません。(上記のDタイプやDコースのご加入をご検討ください)

● **けんこう共済基本契約で告知いただく内容の例は次のとおりです。**

① 過去3カ月以内の入院や手術の有無

② 健康状態告知質問事項の病気・症状について、過去1年以内の医師の指示による検査(健康診断・人間ドックにおける異常指摘を含む)・治療(ガンなどの経過観察や投薬の指示を含む)の有無 など(詳しくは3頁をご覧ください)

上記の例では以下のケースもすべて告知が必要です。

・現在、医師に入院・手術を勧められている。

・健康状態告知質問事項の病気・症状で過去1年以内に入院したが、現在は完治している。

● **ご加入後、給付金ご請求時等に告知内容についてご確認させていただく場合があります。**

ご注意ください

● 新たな保険(共済)契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書(11頁、12頁)記載の注意喚起情報をご確認ください。

● タイプ変更で給付金額の増額など補償内容を拡大する場合、あらためて告知が必要となります。

● 健康状態告知を要するご契約のご加入時またはご継続時に補償内容を拡大する場合などの告知内容が不正確であることが判明した場合、契約が解除され、給付金^(注)がお受け取りいただけない場合があります。(告知義務違反による解除)

(注) 給付金額を増額された場合は、増額した部分が解除され給付金はお受け取りいただけないことがあります。

● 告知すべき内容を後日思い出された場合には、電機連合福祉共済センターまでご連絡ください。

「健康状態告知質問事項」の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

・この項は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。

・告知に関するお問い合わせは、電機連合福祉共済センターにご照会ください。

5

申込日程 (新規加入時の掛金は、補償開始月に2カ月分のお支払い(口座振替)となります。)

●新規加入

毎月随時加入ができます。ただし、5月1日補償開始はありません。組合によって募集時期が異なることがありますので、所属の労働組合にご確認ください。

組合での新規加入 申込書受付期間	福祉共済センター 申込書締切日	補償開始日(※1) (午前0時から)	第1回掛金引落日(※2) (初回は2カ月分)	加入者票の送付
2020年 2～3月	4月10日(金)	6月1日	6月12日(金)	6月中旬
4月	5月12日(火)	7月1日	7月13日(月)	7月中旬
5月	6月12日(金)	8月1日	8月12日(水)	8月中旬
6月	7月10日(金)	9月1日	9月14日(月)	9月中旬
7月	8月 7日(金)	10月1日	10月12日(月)	10月中旬
8月	9月11日(金)	11月1日	11月12日(木)	11月中旬
9月	10月12日(月)	12月1日	12月14日(月)	12月中旬
10月	11月12日(木)	2021年1月1日	2021年1月12日(火)	2021年1月中旬
11月	12月11日(金)	2021年2月1日	2021年2月12日(金)	2021年2月中旬
12月	2021年1月12日(火)	2021年3月1日	2021年3月12日(金)	2021年3月中旬
2021年 1月	2021年2月12日(金)	2021年4月1日	2021年4月12日(月)	2021年4月中旬

※1 補償期間は、補償開始日より2021年5月31日午後12時までとなります。 ※2 第1回掛金引落日に、2カ月分のお支払い(口座振替)となります。

●家族の追加加入、タイプ変更、特約の追加加入など

以下の手続きは基本契約補償開始後から毎月可能です。毎月15日福祉共済センター締切で、翌月12日(休祝日の場合は翌営業日)に口座引落しする掛金から変更、翌々月の1日から補償内容変更となります。所属の労働組合経由でお手続きください。

- ① 家族の追加加入は、加入資格を満たしていることが必要です。加入資格は3頁をご確認ください。
- ② BI→AIなど基本契約本人の補償額が増すタイプ(Y→Cは除く)への変更は、加入資格を満たしていることが必要です。加入資格は3頁をご確認ください。
(日常生活サポート特約の追加加入・基本契約本人の補償額が減るタイプへの変更は、加入要件なく変更可能です。)
- ③ ガン特約・介護特約の追加加入は、けんこう共済基本契約とは別に加入資格を満たしていることが必要です。加入資格は「ガン特約パンフレット」、「介護特約パンフレット」をご確認ください。
- ④ 住所変更・口座変更・脱退

6

ご契約上の注意点

●自動継続・補償期間

補償開始日以降、脱退のお申し出がない限り、毎年6月1日付で自動継続となります。以降、基本契約本人・配偶者は所属の労働組合(福祉会会員は福祉会)が認めれば、満85歳(6月1日生まれは、満84歳)になって最初に到来する5月末日まで加入できます。また子供は、満25歳(6月1日生まれは、満24歳)になって最初に到来する5月末日をもって契約は終了します。(ただし就業したり、結婚した時はその時点で脱退のお手続きが必要となります。)なお、契約終了時に特約の加入がある場合、特約も含んで契約は終了します。

自動継続後のご契約内容は、毎年4月頃にご登録住所に郵送します。毎年6月1日の満年齢によって、掛金・ご契約内容に変更が生じる場合がありますので、必ずご確認ください。

●組合員でなくなったとき

組合員でなくなった時は、原則として脱退の手続きをしていただきます。ただし、次の場合に限り所属の労働組合が認めれば継続加入できます。所属の労働組合にご相談ください。

- ① 退職した場合
- ② 管理職になるなど、組合員でなくなった場合

●基本契約本人が満65歳時の自動継続取扱い……「電機連合福祉共済会」へ入会

基本契約本人が満65歳(6月1日生まれは満64歳)を迎えた次の6月1日から電機連合福祉共済会(福祉会)へ入会していただきます。電機連合福祉共済センター内に設置している福祉会事務局において、会員に対して、給付金請求手続き、契約の管理等の対応をこれまで所属の労働組合に代わって行います。福祉会運営の諸経費として福祉会会費(月額100円:基本契約本人のみ)をけんこう共済の月額掛金に含めて口座引落しします。満65歳からの補償内容・掛金は9頁でご確認ください。

●基本契約本人が死亡、または満85歳契約満了時の配偶者の取扱い……「配偶者継続コース」へ移行

基本契約本人が死亡または満85歳契約満了時に、家族契約の配偶者は、所属の労働組合(福祉会会員は福祉会)が認めれば、電機連合福祉共済会へ入会し、死亡または契約満了時に加入していた子供契約、日常生活サポート特約、ガン特約、介護特約と同内容で「配偶者継続コース」に移行し、継続加入することができます。「配偶者継続コース」の掛金は9頁でご確認ください。詳細は、「配偶者継続コース移行のご案内」(パンフレット)でご確認ください。

●他の保険(共済)と重複する場合の取扱い

- ① 救援者費用給付金を除く基本契約、ホールインワン給付金、ガン特約、介護特約は、他の保険(共済)と重複する場合でも、給付金は重ねてお支払いします。
- ② 救援者費用給付金、賠償責任給付金、携行品損害給付金は、他の保険契約または共済契約から保険金または給付金が支払われた場合には、給付金は差し引かれます。

補償開始日以降に発生した不慮(急激かつ偶然な外来)〔以下同様〕の事故や疾病などを対象に、つぎの給付金をお支払いします。

給付金や制度改定に関する経過規定等、制度の詳細は電機連合けんこう共済規程、電機連合けんこう共済運営細則および引受損害保険会社の約款等によります。
(ご加入者のしおり)でご確認ください。 2020年6月1日時点の補償内容です。

給付金をお支払いする主な場合(抜粋)

「被共済者」とは「補償の対象となる方」をいいます

入院給付金(ガン)

- 被共済者が補償開始日以降にガンと診断確定され、かつ、ガンの治療を目的として入院した場合に、入院の1日目から退院までお支払いします。(再入院の場合も同じです)
- 入院中、新たな事由により入院する場合、重複してのお支払いはしません。
- 満75歳からの継続契約では、1共済事故につき、365日分がお支払いの限度となります。

入院給付金(ガン以外)

- 被共済者が病気やケガ(急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害。以下同様)の治療を目的として病院または診療所に入院した場合に、入院の1日目からお支払いします。
- 1共済事故について、休業補償給付金と通算して365日分がお支払い限度です。
- 同一の事由により2回以上入院された場合は、1回の入院とみなし入院日数を通算しますが、退院日後(基本契約本人の場合は就業不能期間を含む)180日を経過した日の翌日以降に再び入院された場合は、新たな入院とみなします。ただし、同一事由や関係の深い事由による入院は、加入後脱退されるまで休業補償給付金と合算して通算1000日分を限度とします。
- 妊娠・分娩のための入院は、電機連合福祉共済センター理事会がその妊娠・分娩を異常妊娠・異常分娩と認めたときお支払いします。
- 入院中、新たな事由により入院する場合、重複してのお支払いはしません。

ケガ入院給付金(Dタイプ及びDコースのみ)

- 被共済者が病院または診療所にケガの治療を目的として入院した場合に、入院の1日目からお支払いします。
- 事故日から365日超過後の入院日数についてはお支払いしません。(ケガが対象です。病気は対象となりません)
- 給付金の受給中、新たな事由により入院する場合、重複してのお支払いはしません。
- 刑の執行、医療過誤や疾病による傷害については、給付金をお支払いしません。

休業補償給付金

- 被共済者(基本契約本人のみ)が医師等の治療を受けている状況下(初診から終診まで)で、医師等の指示により業務に全く従事できず休業(自宅療養=就業不能期間)した日が5日以上継続した場合に、継続して休業した5日目からお支払いします。なお、5日以上継続入院の後に続けて休業した場合、および、5日以上継続入院の前に休業し、継続して入院した場合は、休業日の1日目からお支払いします。
- 1共済事故につき入院給付金と通算し365日分がお支払い限度です。ガンで入院した場合は、365日分までは入院給付金(ガン)と通算してお支払いし、365日分を超えると入院給付金(ガン)のみをお支払いし休業補償給付金はお支払いしません。
- 同一事由や関係の深い事由による休業は入院日数と通算し1000日分を限度とします。
- 休業中、新たな事由により入院及び休業をする場合、重複してのお支払いはしません。
- 入院給付金(ガン・ガン以外とも)と重複してのお支払いはしません。
- 満65歳からの継続契約では、この給付金はお支払いしません。

通院給付金(ケガのみ)

- 被共済者が不慮の事故でケガをして医師等の治療を受けるために、事故の発生日からその日を含めて180日以内に通院した場合に、1共済事故について90日を限度とし、通院の実日数に対してお支払いします。なお通院しない場合でも、骨折、脱臼、靱帯損傷などのケガにより所定の部位を固定するために医師等の治療によりギプス等(※)所定の固定具を常時装着したときは、その日数

を「通院した日数」に含みます。

- ※ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。
- 通院中、新たな事由により通院する場合、重複してのお支払いはしません。
- 入院給付金と重複してのお支払いはしません。
- 刑の執行、医療過誤や疾病による傷害については給付金をお支払いしません。

疾病死亡給付金

- 被共済者が疾病で死亡した場合に、一時金をお支払いします。
- 満75歳からの継続契約では、この給付金はお支払いしません。

災害死亡給付金

- 被共済者が不慮の事故でケガをして、事故日から、その日を含めて180日以内に死亡した場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます)に、一時金をお支払いします。180日を超えて死亡した場合は、疾病死亡給付金をお支払いします。
- 1共済事故につきすでに支払った後遺障害給付金がある場合は、災害死亡給付金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。

後遺障害給付金

- 被共済者が不慮の事故によるケガが直接の原因となって後遺障害が残った場合に、その程度によりお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたことを原則とします。
- 1共済事故につき災害死亡給付金額が限度となります。

手術給付金

- 被共済者が病気やケガの治療を直接の目的として病院または診療所において所定の手術をした場合に、お支払いします。なお、放射線照射(温熱療法を含む)も種類や線量により、お支払いします。
- 給付対象手術に該当しない手術であっても、手術をするために入院を伴う場合、給付金をお支払い出来る場合があります。

対象となる手術(含むガン手術)の例	給付金
悪性新生物根治手術(満75歳からの継続契約では20万円)	25万円
子宮全摘除術、直視下心臓内手術、肝移植手術、頭蓋内手術、胃切除術 など	20万円
その他の悪性新生物手術(根治手術以外)(満75歳からの継続契約では10万円)	15万円
肝臓・胆嚢・胆道・脾臓手術、四肢切断術、帝王切開娩出術、脊椎・骨盤観血手術、白内障・水晶体観血手術 など	10万円
ヘルニア根本手術、腱・靱帯観血手術、痔瘻・脱肛・痔核根本手術、骨移植術、緑内障手術、虫垂切除術、慢性副鼻腔炎根本手術、内視鏡による臓器手術 など	5万円

同時(同日)に2種類以上の手術を受けた場合は、最も給付金の高い手術1種類についてのみ、給付金をお支払いします。

先進医療費用給付金

- 被共済者が厚生労働省が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われる医療のうち、先進医療として厚生労働省が定めた医療を受けた場合に、自己負担になる技術料相当額をお支払いします。

ガン退院給付金

- 被共済者がガン入院給付金の給付事由に該当する入院を20日以上継続した場合の退院時に、一時金をお支払いします。ただし、転

〔※〕次ページに続く

院、一時的な帰宅、死亡退院の場合は除きます。

- 休業補償給付金と重複してお支払いします。
- 満75歳からの継続契約では、この給付金はお支払いしません。

長期療養給付金

- 被共済者が入院給付金の給付事由に該当する180日以上継続して入院した場合に、一時金をお支払いします。ただし、1共済事故につき1回のみとします。
- 満75歳からの継続契約では、この給付金はお支払いしません。

超・長期療養給付金

- 被共済者(基本契約本人のみ)の入院給付金(ガン以外)と休業補償給付金の給付日数が、1共済事故で1年6カ月の間に365日分になる場合に、一時金をお支払いします。(ガンの場合を除きます。)ただし、加入後、脱退されるまで、病気やケガの事由を問わず1回のみとします。
- 満70歳からの継続契約では、この給付金はお支払いしません。

救援者費用給付金

- 被共済者に次のいずれかの事由が生じた場合に、捜索救助費用、遺体の移送費用、被共済者の親族が現地に駆けつけるための交通費、宿泊費等の実費を1共済事故につき500万円限度でお支払いします。
 - ①搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合
 - ②急激かつ偶然な外来の事故によって、被共済者の生死が確認できない場合または、緊急な捜索救助が必要と警察等の公的機関が認めた場合ただし、被共済者の生死判明後、または被共済者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了後、現地に赴く救援者にかかる費用はお支払い対象となりません。
- ③被共済者が居住する住宅外において被ったケガを直接の原因として、事故日からその日を含めて180日以内に死亡、または、継続して14日以上入院した場合
- 実費の認定については、a 救援者は2名まで b 交通費は1往復のみ c 宿泊料は14日分限度 d 渡航手続費、通信費、現地での交通費、遺体処理費など諸雑費は国外事故なら20万円、国内事故なら3万円の限度等の制限があります。
- 妊娠・出産または外科的手術その他の医療処置や刑の執行に関連して発生した費用に対しては、給付金はお支払いしません。
- 満75歳からの継続契約では、この給付金はお支払いしません。

ドナー給付金

- 被共済者が骨髄採取手術を受けた場合(骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます)に、そのために要した入院日数に4日を加えた日数に、入院給付金(ガン以外)日額を乗じた額をお支払いします。

賠償責任給付金

- 被共済者が国内外において次のいずれかの事由により、法律上の賠償責任を負う場合に、お支払いします。
 - ①日常生活に起因する偶発的な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
 - ②居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶発的な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
 - ③電車等(※1)を運行不能にさせた場合
 - ※1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具
 - ④国内で受託した財物(受託品※2、3)を壊したり盗まれた場合
 - ※2 受託品に含まれないもの
自動車、原動付自転車、船舶、手形その他の有価証券、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラムの無体物、受託した地および時における価額が1個または1組で100万円を超える物 等
 - ※3 受託品をお支払いしない場合
 - ①被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ②差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
 - ③受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
 - ④自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
 - ⑤受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損

- ⑥受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ⑦受託品の電気的事故または機械的事故
- ⑧受託品の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます)
- ⑨詐欺または横領
- ⑩風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
- ⑪受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等

- この給付金の被共済者は次のとおりです。

- ①基本契約本人
- ②基本契約本人の配偶者(※1)
- ③基本契約本人またはその配偶者(※1)と同居の親族(※2)・別居の未婚(※3)の子
- ④基本契約本人が未成年者または賠償事故を起こした共済の対象となる方(①～③)が責任無能力者の場合に、その方の親権者やその他の法定の監督義務者(※4)(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります)

上記続柄は損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

※1 内縁関係(同性間パートナー含む)を含みます。

※2 親族とは、6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。

※3 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※4 監督義務者に代わって監督する者は親族に限ります。

- ただし、次の場合に生じた損害に対する賠償事故についてはお支払いの対象となりません。

- ①被共済者の故意によって生じたもの
- ②地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたもの
- ③職務の遂行に直接起因するもの(ゴルフの競技または指導を職業としている方以外のゴルフ接待中は対象)
- ④賠償給付金の被共済者に規定する者及びその同居の親族に対するもの
- ⑤第三者との間の特別な約定によるもの
- ⑥共済の対象となる方が所有、使用または管理する財物(受託品や、宿泊可能な施設の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートは対象)の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ⑦暴行・心神喪失に起因するもの
- ⑧自動車(原動付自転車を含む)、航空機、船舶、または銃器の所有、使用または管理に起因するもの(自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートは対象) 等

- 国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合を除きます。)について、損害保険会社による示談交渉サービスを行います。保険会社の承認を得ないで示談した場合、示談額が支払われないことがあります。

- 示談代行について、相手方の同意が得られない場合や被共済者に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

- 事故等に発生する様々な費用(訴訟費用・損害の発生または拡大防止に要した費用、緊急措置について要した費用等)についてお支払いできる場合があります。

携行品損害給付金

- 被共済者が国内外において居住する住宅から被共済者によって一時的に持ち出された、または住宅外において携行中、もしくは住宅外で取得し持ち帰るまでの被共済者の所有する(借りたものの、預ったものは除きます)身の回り品(カメラ、衣服、メガネ、バッグ、ゴルフクラブなど)に、不測かつ突発的な事故によって損害が生じた場合に、お支払いします。

- この給付金の被共済者は次のとおりです。

- ①基本契約本人
- ②基本契約本人の配偶者(※1)
- ③基本契約本人またはその配偶者(※1)と生計を共にする同居の親族(※2)
- ④基本契約本人またはその配偶者(※1)と生計を共にする別居の未婚(※3)の子

上記続柄は損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

※1 内縁関係(同性間パートナー含む)を含みます。

※2 親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。

※3 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●携行品に直接発生した損害に対し、限度額を上限として時価額に基づいて算定します。

全損の場合…損害額が3,000円を超える場合、時価額または限度額のいずれか低い額をお支払いします。

分損の場合…事故発生直前の状態に復するための修理費用を損害額とし、損害額が3,000円を超える場合、時価額を限度にお支払いします。

※損害額が3,000円未満の場合は、お支払い対象となりません。

※給付金をお支払いした場合でも、年間の限度額から減額されません。

●ただし、次の物はお支払いの対象となりません。

①自転車、原動機付自転車、自動車、船舶(水上バイク、ヨット、モーターボートおよびボートを含む)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、ラジコン模型、およびこれらの付属品

②義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの

③手形等の有価証券(小切手を除きます)、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、預貯金証書、図案、設計書、帳簿など

④携帯電話、ポケットベル等の携帯式通信機器、電子辞書、電卓、電子手帳、ノート型パソコン、ワープロ等の携帯式電子事務機器および付属品

⑤動物、植物 等

●ただし、次の場合はお支払いの対象となりません。

①置き忘れ、紛失

②自然の消耗、劣化、蒸れ、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、かび、さび、変質、変色、ねずみ食い、虫食い、携行品の電氣的または機械的事故によって生じた損害(火災または破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故として発生した場合を除きます)

③詐欺や横領による損害

④台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災によって生じた損害 等

ホールインワン給付金(日本国内のみ)

●本人および配偶者(※1)と満24歳以下で加入者本人と生計を共にする未就業かつ未婚の子供(※2)が、他の競技者1名以上と同伴し、かつゴルフ場所属のキャディを補助者として使用し、基準打数(パー)35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフ競技中に

ホールインワン・アルバトロスを達成した場合に、一時金50万円をお支払いします。

※1 内縁関係(同性間パートナー含む)を含みます。

※2 未就業・未婚とは、これまでに就職歴・婚姻歴がないことをいいます。

●ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用していない場合には、2003年6月1日以降のホールインワン・アルバトロスは、次の①・②のいずれかの証明書類等が提出できる場合に限り、一時金30万円をお支払いします。なお、ホールインワンのお祝い事で出費した証明書類等(領収書:金額が30万円以上である必要はありません)の添付を要します。

①ゴルフ場の証明書(届出証明書では不可・同伴者名を記入のもの)

②コンペ主催者の証明書(ゴルフ場、労働組合、会社等団体主催のもの限定とし、コンペ案内状の添付を要します)

●ただし、次の場合はお支払いの対象となりません。

①バターゴルフ、ケイマンゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ競技

②勤務もしくは、経営しているゴルフ場で行ったとき

③ゴルフの競技または指導を職業としているとき

ガン診断給付金(ガン特約に加入の場合)

●被共済者が次のいずれかに該当した場合に、一時金をお支払いします。

①初めてガンと診断確定された場合

②この契約が継続契約(新規加入後次の6月1日以降)である場合において、原発ガン^(注1)が治療したことにより、治癒または寛解状態^(注2)となり、その後初めてガンが再発または転移したと診断確定された場合

③原発ガンとは関係なく、ガンが新たに生じたと診断確定された場合

(注1)この契約の加入から連続して継続されてきた期間中に既に診断確定されたガンを含みます。

※原発ガンとは原子力発電とは無関係の医学用語です。

(注2)ガンが認められない状態を含みます。

※ガンの診断確定は、病理組織学的所見により医師等によって診断されることを要します。また、ガン診断給付金のお支払いは、被共済者ごとに1年1回に限り、2回目以降のガン診断給付金のお支払いは、給付金のお支払いが無にかかわらず、それ以前の最終の診断確定日から、その日を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。

※初年度契約の補償開始日前にガンと診断されていた場合は、加入者、被共済者または給付金受取人のその事実の知、不知にかかわらずガン特約は無効となり、給付金はお支払いできません。(この場合お支払いいただいた掛金を返還できないことがあります)

給付金の種類により該当しない場合があります

給付金をお支払いしない主な場合(抜粋)

①被共済者、受取人の故意または重過失によるとき。(ただし、賠償責任については重過失と受取人の故意はこの限りではありません)

②犯罪行為、闘争行為、または自殺行為(補償開始後1年を超えた自殺行為による死亡には、疾病死亡給付金をお支払いします)によるとき。(ただし、受託品を除く賠償責任はこの限りではありません)

③精神障害、薬物依存によるとき。または心神喪失によるケガのとき。
(ただし、精神障害による入院の場合、加入時から脱退まで180日分を限度として、入院給付金と同タイプで給付金をお支払いします。また、基本契約本人の精神障害について、休業補償給付金の支払基準により、1共済事故で給付認定日数が30日以上になるときは、10万円の精神障害休業一時金を、加入時から脱退まで1回お支払いします。なお、再加入(けんこう共済アシストからの移行も含む)の場合、入院給付金は前契約の支払い日数と通算し、精神障害休業一時金は前契約でお支払いがあった場合にはお支払いしません)

④無免許運転、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転しているとき。(ただし、賠償責任はお支払いします)

⑤地震、噴火、津波によるとき。

(ただし、基本契約本人については、入院給付金、休業補償給付金、後遺障害給付金及び災害死亡給付金を1/2相当額お支払いします)

⑥戦争、その他変乱によるとき。(ただし、テロ行為による傷害、入院、休業、手術給付金等、賠償責任損害はお支払いします)

⑦核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染されたものの放射性、爆発性、その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故による傷害、賠償責任等。

⑧細菌性およびウィルス性食中毒によるとき、職業病、テニス肩またはムチ打ち症、腰痛その他の症状で自覚症状しかないもののような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースによる傷害、救済者費用給付金。(ただし、病気として給付対象となる入院、休業、手術給付金等はお支払いします)

⑨山岳登山(ピッケル、アイゼン等、登山用具を使用するもの)、ハンググライダー搭乗中、スカイダイビング等の危険なスポーツ中の事故による、傷害、救済者費用給付金。(ただしDタイプ・Dコース以外の入院、休業、手術給付金等はお支払いします)

⑩美容整形(歯の矯正手術を含む。乳ガンによる乳房再建術を除く)、レーシック等の近視矯正手術、正常分娩、臓器移植提供(骨髄採取手術については、ドナー給付金)、不妊手術・不妊治療(健保適用外)や体外受精、健康管理を目的とした検査(健康診断・人間ドックなど)等で病気やケガの治療を目的としない場合。(ただし、定期健康診断で異常が認められ、医師の指示によりその精査目的で検査を実施した場合の入院給付金等はお支払いします)

⑪給付請求権が発生してから3年以上経過したとき。

⑫告知事項に事実と相違があったとき。

等

8

満65歳からの補償内容・掛金

〔国内・国外とも補償〕

6～8頁に補償内容(抜粋)を記載してあります。
詳細は、ご加入後に送付する「ご加入者のしおり」でご確認ください。

- 基本契約** ※満64歳までAタイプにご加入の基本契約本人は、満65歳の継続時にBタイプに自動移行します。
※満69歳までBまたはCタイプにご加入の基本契約本人は、満70歳の継続時に70タイプに自動移行します。
※Dタイプ・Dコースの補償内容・掛金は4頁でご確認ください。

加入者			基本契約本人					家族契約・配偶者			
満年齢			65～69歳		70～74歳	75～79歳	80～84歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳
加入タイプ(IIは日常生活サポート特約なし)			BI	CI	70I	75I	80I	2,800円	2,800円	3,200円	4,000円
月額掛金(福祉会費100円含む)			5,600円	3,500円	3,500円	3,900円	5,100円				
1	入院給付金	ガン	初日から退院まで		初日から退院まで	初日から365日分限度		初日から退院まで		初日から365日分限度	
			1日あたり 20,000円	1日あたり 15,000円	1日あたり 15,000円	1日あたり 10,000円	1日あたり 5,000円	1日あたり 10,000円	1日あたり 10,000円	1日あたり 5,000円	
		ガン以外	初日から365日分限度		初日から365日分限度			初日から365日分限度			
			1日あたり 10,000円	1日あたり 5,000円	1日あたり 3,000円		1日あたり 5,000円	1日あたり 3,000円			
2	休業補償給付金		対象となりません					対象となりません			
3	通院給付金(ケガのみ)		1日あたり 2,000円					1日あたり 2,000円			
4	疾病死亡給付金		一時金 100万円			対象となりません		一時金 100万円		対象となりません	
5	災害死亡給付金		一時金 200万円					一時金 200万円			
6	後遺障害給付金		1共済事故につき程度により 一時金 8万～200万円					1共済事故につき程度により 一時金 8万～200万円			
7	手術給付金	ガン	手術1回につき種類により 5・10・15・25万円			手術1回につき 種類により 5・10・20万円		手術1回につき種類により 5・10・15・25万円		手術1回につき 種類により 5・10・20万円	
		ガン以外	手術1回につき種類により 5・10・20万円					手術1回につき種類により 5・10・20万円			
8	先進医療費用給付金		通算2,000万円限度					通算2,000万円限度			
9	ガン退院給付金		1退院につき 一時金 20万円			対象となりません		1退院につき 一時金 20万円		対象となりません	
10	長期療養給付金		一時金 30万円			対象となりません		一時金 15万円		対象となりません	
11	超・長期療養給付金		一時金 100万円		対象となりません			対象となりません			
12	救援者費用給付金		1共済事故につき 500万円限度			対象となりません		1共済事故につき 500万円限度		対象となりません	
13	ドナー給付金		一時金 入院給付金(ガン以外)日額×(入院日数+4日)					一時金 入院給付金(ガン以外)日額×(入院日数+4日)			

- 日常生活サポート特約**(日常生活サポート特約付きの契約タイプは、BII・CII・70II・75II・80IIとなります)

月額掛金		+600円
1	賠償責任給付金	1共済事故につき 国内無制限・国外3億円限度 免責金額なし (※示談代行サービス付(国内のみ))
2	携行品損害給付金	1共済事故につき 50万円限度 (1共済事故につき免責金額3,000円。ただし、損害額が3,000円超の場合、免責金額(自己負担額)なし。)
3	ホールインワン給付金	1回につき 一時金50万円(キャディー同伴なしの場合、ゴルフ場発行のホールインワン証明書などがあれば、一時金30万円)

日常生活サポート特約は基本契約本人が加入すれば、本人を含め配偶者等が被共済者になります。各給付金の被共済者は7～8頁でご確認ください。

- ガン特約**

月額掛金	+1,400円	+1,700円	+2,000円	+2,400円	+1,400円	+1,700円	+2,000円	+2,400円
ガン診断給付金	ガンと診断されたとき 一時金 100万円				ガンと診断されたとき 一時金 100万円			

※上記記載内容は、満65歳からの基本契約本人(福祉会会員)と満65歳からの家族契約・配偶者の補償対象および給付金額を一覧表にしたものです。給付内容等につきましては、1頁補償内容以降に記載しておりますので、ご確認ください。

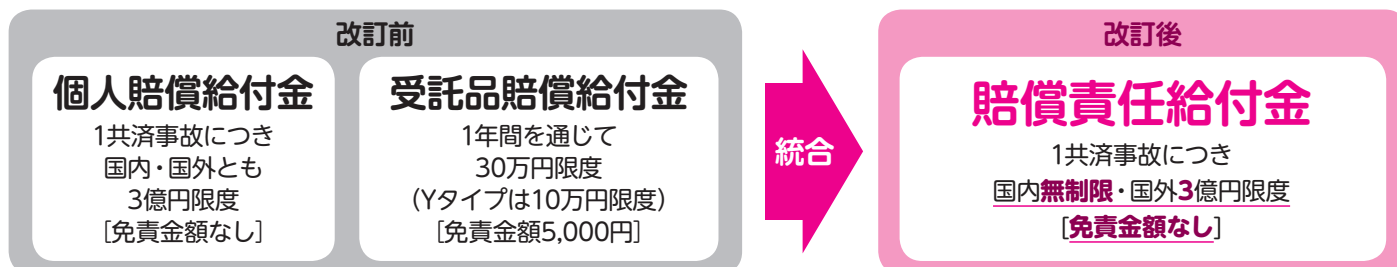
- 配偶者継続コース 掛金表(月額)**

コース	満年齢	16～29歳	30～44歳	45～54歳	55～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～89歳
HAI(日常生活サポート特約・無)		1,200円	1,500円	2,200円	2,600円	3,400円	3,400円	3,900円	5,100円
HDI(ケガのみ日常生活サポート特約・無)		700円							

※日常生活サポート特約(600円)・ガン特約・介護特約がある場合は各特約の月額掛金を加えてください。
※掛金には福祉会費100円を含みます。

① 個人賠償と受託品賠償を一本化して「賠償責任給付金」とし、補償内容を拡充します

●「賠償責任給付金」の限度額を引き上げます

自転車による
高額賠償判決

男子小学生(11歳)が自転車走行中に歩行中の女性(62歳)と正面衝突。
 女性は頭蓋骨折等の重傷を負って意識が戻らない状態に。
 9,521万円の賠償が命じられました。(神戸地裁、2013年)
 死亡事故、重度後遺障害となれば、賠償金は3億円を超える可能性もあります。



●示談代行サービスを拡大します

改定前の「受託品賠償給付金」では付帯されていなかった示談代行サービスが、改定後の「賠償責任給付金」に付帯されます。(日本国内において生じた事故に限ります)

●「賠償責任給付金」の補償範囲を拡充します

- 「ゴルフ場のカートを運転中に樹木と接触するなどしてカート自体が損壊した場合の賠償責任」について、補償対象とします。
- 「ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設の客室や客室内の設備・動産を損壊した場合の損害賠償責任」について、補償対象とします。
- 「電車等との接触がない場合でも、運行不能とした際の損害賠償責任」について、補償対象とします。

賠償責任給付金の詳細は、7、8頁、ご加入後送付する「ご加入者のしおり」をご覧ください。

②「ガン自宅療養給付金」を「ガン退院給付金」に改定します

「ガン自宅療養給付金」はガンと診断されて20日以上継続して入院し、かつ退院後に自宅療養が必要なお支払いをしておりましたが、自宅療養の有無に関わらず、ガンで20日以上入院した場合の退院時に、「ガン退院給付金」として一律にお支払いするように改定します。(ただし、転院、一時的な帰宅、死亡退院の場合は除きます。)

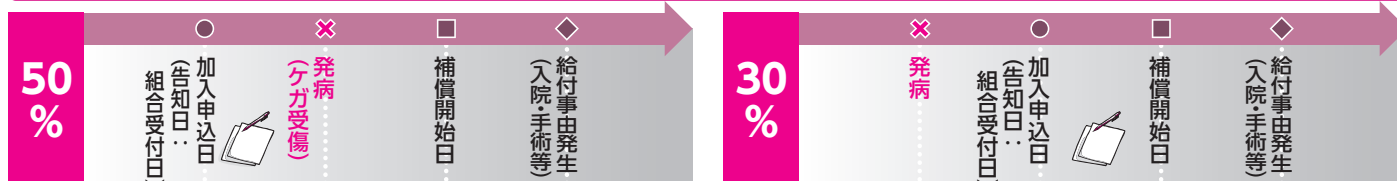
③「ホールインワン祝金」を「ホールインワン給付金」に名称変更します

日常生活サポート特約の「ホールインワン祝金」を「ホールインワン給付金」に名称変更します。

始期前発病 (2018年制度改定での変更点) の取り扱い

けんこう共済では基本契約の新規加入資格および正しい告知を経て申込みいただいた場合でも、補償開始日より前に被っているケガまたは病気・症状(始期前発病)を原因として、補償開始後に給付事由が発生した場合は原則として、お支払いの対象となりません。ただし、けんこう共済では、加入申込みから補償開始までに一定期間を要することから、2002年に始期前発病の取り扱い(50%と30%の2区分での給付)を開始しました。さらに**2018年6月1日補償開始の新規加入者(再加入・けんこう共済アシストからの移行加入者を除く)より減額することなく100%支払と制度を改善しました。**なお、通院、ケガ入院(Dタイプ・Dコース)、災害死亡、後遺障害、救援者費用、ドナー、日常生活サポート特約、ガン特約、介護特約の各給付金、精神障害の場合、健康診断等で異常値や病気を指摘され医師の指示に従わずに治療を先延ばしにした場合、加入時の健康状態告知で補償対象外(条件付加入)となった病気・症状、等を除きます。

【2018年5月以前補償開始の新規加入者(50%・30%支払)の取り扱い】



なお、補償開始日より前に被っているケガまたは病気・症状(始期前発病)を原因として、補償開始日以降1年を経過した後に、給付事由が発生した場合は給付金のお支払いの対象となります。(事由発生日は給付金により異なります。)

- 補償開始日より前に被っているケガまたは病気・症状であるかどうかの認定は、医師の診断によります。
- 個別には、電機連合福祉共済センター規定、運営細則に基づき判断します。
- 告知義務違反等がある場合には、一切この扱いは行いません。

制度(契約)概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書およびパンフレットはご加入いただく共済に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「ご加入者のしおり」(保険については 約款)によりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については保険会社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html)にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくはパンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。)
- 制度(契約)概要はご加入いただく共済の商品内容をご理解いただくた

めに特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。

- 注意喚起情報はご加入いただく共済の申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご家族等の方が被共済者(補償の対象となる方、または補償を受けることができる方をいいます。以下「被共済者」といいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※パンフレットおよび加入申込書コピー等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

[マークのご説明]



契約概要

共済の内容をご理解いただくための事項



注意喚起情報

ご加入に際して不利益になる事項等特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 本共済制度の仕組み

「けんこう共済」は、電機連合福祉共済センターが行う自家共済と損害保険会社の総合生活保険 所得補償、傷害補償、動産総合保険、団体総合生活保険 がん補償・介護補償をセットした制度です。電機連合福祉共済センターの自家共済と損害保険会社の保険の組み合わせの概略は14頁のとおりです。損害保険会社の保険契約については、電機連合福祉共済センターを契約者とし、電機連合福祉共済センターの会員及びその配偶者(※)と子供のうちの加入申込者を被共済者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。

ご加入いただける被共済者の範囲等につきましては、3頁をご確認ください。

※婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚姻とは異なります。)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。

- 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
- 同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること。

2 補償の概要

基本となる補償の“給付金をお支払いする主な場合”、“給付金をお支払いしない主な場合”につきましては、6～8頁をご確認ください。

補償開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、補償開始日以降に入院や休業をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であっても、給付金をお支払いできないことがあります。ただし、新規ご加入時の補償開始日以降1年以内に入院・休業等の給付金支払い事由が発生せず、1年経過した後のケガまたは病気・症状による給付金お支払事由については、給付金のお支払い対象となります。[※入院・休業等の原因となった「ケガまたは病気・症状」が補償開始日前から被っている「ケガまたは病気・症状」であるかどうかの認定は、医師の診断によります。]

6～8頁で給付対象としている場合でも、保険会社から給付金の支払いがない場合がありますが、電機連合福祉共済センターで補てんするため、加入者への給付には影響がありません。詳細は電機連合福祉共済センターにご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意
賠償責任を補償する特約等をご加入される場合で、被共済者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他に契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは給付金が支払われない場合があります。補償内容の差異や給付金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により、被共済者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

4 給付金額等の設定

この共済の給付金額はあらかじめ定められた加入タイプの中からお選びいただくこととなります。加入タイプについての詳細は1頁、4頁をご確認ください。

5 責任開始期

共済責任は、原則として5頁記載の補償開始日から始まります。

6 掛金の決定の仕組みと払込方法等

(1)掛金の決定の仕組み
掛金はご加入いただくタイプ等によって決定されます。掛金については、2頁、4頁、9頁をご確認ください。

(2)掛金の払込方法

払込方法、払込回数については、2頁、5頁をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金

この共済には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入申込書に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(電機連合福祉共済センター、取扱代理店には告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、申込日から5年以内であれば、ご加入を解除し、給付金をお支払いできないことがあります。

告知事項は下記をご確認ください。

・被共済者の生年月日

- ・被共済者の職業・職務
- ・被共済者の健康状態告知(新たにご加入される場合、または補償内容を増額される場合)
- ・「他の保険契約等※」を締結されている場合はその内容

※全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、ご加入できない場合があります。

[入院給付金、休業補償給付金、ドナー給付金、ガン診断給付金、介護給付金の「告知」(健康状態告知書)]

①告知義務について

共済制度は多数の人々が掛金を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、掛金負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず被共済者ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等のご加入について

被共済者間の公平性を保つため、被共済者のお身体の状態に応じたご加入となります。詳細は3頁の質問1以下をご確認ください。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、補償開始日※から1年以内であれば、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。また、給付金額を増額された場合は、その部分を解除することがあります。

※ご加入を自動継続されている場合は、告知されなかったり、事実と異なることを告知されたらご契約の支払責任の開始日をいいます。

●補償開始日から1年を経過していても、給付金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることができません。また、既に支払っている給付金についての返還を求めることがあります(ただし、「給付金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」

との因果関係によっては、給付金をお支払いすることがあります。)

〈前記以外で、給付金をお支払いできない場合〉

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、例えば「現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、給付金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

④告知内容の確認について

ご加入後、または給付金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 けんこう共済契約へ乗り換える場合の注意点について

現在ご加入の共済契約や保険契約を解約、減額等をするを前提に、「けんこう共済」へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご確認ください。

- ・補償内容、掛金・保険料、各種サービス等について、解約・減額する契約と異なることがあります。
- ・けんこう共済の掛金については、毎年6月1日時点の被共済者の年齢により計算しますので、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・被共済者の健康状態等により、けんこう共済へのご加入をお断りする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けさせていただく場合があります。
- ・けんこう共済には告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。
- ・けんこう共済の責任開始期前に被った傷病に対しては、給付金が支払われない場合があります。ただし、新規ご加入時の補償開始日以降1年を経過した後のケガまたは病気・症状による給付金お支払事由については、給付金のお支払対象となることがあります。また、電機連合福祉共済センター内規により、給付金の全額または一部をお支払いすることがあります。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

ご加入者の住所や所属組合・支部等を変更した場合は、遅滞なく所属の労働組合(福祉会会員は福祉会事務局)までご

連絡ください。

2 脱退されるとき

共済を脱退される場合は、脱退日より前に所属の労働組合（福祉会会員は福祉会事務局）までご連絡ください。

3 被共済者からのお申出による脱退

被共済者からのお申出により、その被共済者が脱退できる制度があります。制度および手続きの詳細については、所属の労働組合（福祉会会員は福祉会事務局）までご連絡ください。また、本内容については、被共済者全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 補償期間の満了を迎えるとき

【補償期間終了後、自動継続を制限させていただきます場合】

●給付金請求状況や年齢等によっては、次回以降の自動継続（毎年6月1日）をお断りしたり、引受条件を制限させていただきますことがあります。

●制度等を改定した場合には、自動継続後の補償については自動継続後の補償開始日における内容が適用されます。この結果、自動継続後の補償内容等が変更されることがあります。

【自動継続後の掛金】

掛金は、補償ごとに、自動継続日の満年齢等によって計算します。

【自動継続後契約の補償内容を拡充する場合】

自動継続時に被共済者の追加や給付金の増額等をする場合には、再度告知が必要となります。

正しく告知をいただけない場合には、給付金額の増額をされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、その部分については給付金をお支払いできないことがあります。

【給付金請求忘れのご確認】

自動継続いただく場合は、自動継続前のけんこう共済契約について給付金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、所属の労働組合（福祉会会員は福祉会事務局）まですぐにご連絡ください。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

本パンフレットの裏表紙をご確認ください。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●ご加入時にご加入者、被共済者または給付金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、ご加入を取り消すことができます。

●ご加入時にご加入者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって加入の場合は、ご加入は無効になります。

●ご加入者、被共済者または給付金受取人に以下に該当する場合がある場合には、ご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の給付金をお支払いできない場合があります。

- ・給付金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・給付金の請求に関して詐欺行為があった場合

●その他、損害保険会社の約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等でも、電機連合福祉共済センターが給付金の全額を補償します。

●電機連合福祉共済センターの経営が破綻した上に、引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険引受け部分についての補償がありますが、給付金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、給付金等は所定の割合まで補償されます。

総合生活保険傷害補償：原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る給付金については100%）まで補償されます。

動産総合保険：給付金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る給付金については100%）まで補償されます。

総合生活保険 所得補償：原則として90%まで補償されます。

団体総合生活保険 がん補償：原則として90%まで補償されます。

団体総合生活保険 介護補償：原則として90%まで補償されます。

4 その他ご加入に関するご注意事項

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約については引受保険会社と直接締結されたものとなります。

●この共済制度の保険引受け部分（ガン特約・介護特約を除く）は、本パンフレット13頁に記載の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険㈱が他の保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、電機連合福祉共済センターにご確認ください。

5 給付金支払事由が発生したとき

●給付金支払事由が発生した場合には、遅滞なく所属の労働組合（福祉会会員は福祉会事務局）までご連絡ください。

●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず電機連合福祉共済センター、損害保険会社とご相談いただきながらご対応ください。

●給付金のご請求にあたっては、電機連合福祉共済センターおよび損害保険会社所定の書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の被共済者、給付金の受取人であることを確認するための書類
- ・電機連合福祉共済センターおよび損害保険会社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間

等を証明する被共済者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等

・電機連合福祉共済センターの定める休業証明書

・公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類

・身体障害の程度を証明する書類

・領収証等、被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠

・被共済者が死亡した場合は、被共済者の除籍および被共済者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、支払うべき給付金の額を算出するための書類または証拠

・給付金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

※携行品損害給付金の場合は、上記、または損害保険約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

【携行品損害給付金の場合】

・損害額を証明する書類（被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。）

・所轄警察署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

・給付金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被共済者に給付金を支払うときは、質権

者または譲渡担保権者からの給付金支払指図書

・事故の発生した敷地内に見取図

●被共済者または給付金受取人に給付金を請求できない事情があり、給付金の支払を受けるべき被共済者または給付金受取人の代理人がいらない場合は、被共済者または給付金受取人の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち電機連合福祉共済センター所定の条件を満たす方が、被共済者または給付金受取人の代理人として給付金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

●給付金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより給付の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、その損害に対して給付金を支払ったときは、その債権の全部または一部は電機連合福祉共済センターまたは損害保険会社に移転します。

●賠償責任給付金について、被共済者が給付金をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

- ①被共済者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被共済者への給付金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被共済者の指示に基づき、損害保険会社から被害者に対して直接、給付金を支払う場合

保険引受部分に関するご意見・ご相談

東京海上日動火災保険株式会社
広域法人部 団体・協同組織室

03-3515-4151

【受付時間＝平日9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除きます）】

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808

（通話料有料）

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

【受付時間＝平日9:15～17:00（土日・祝日・年末年始を除きます）】

けんこう共済に関するご意見・ご相談

電機連合福祉共済センター

0120-046488

（けんこう専用フリーダイヤル）

03-3452-5405

（けんこう専用）

【業務時間＝平日9:00～17:30（土日・祝日・年末年始を除きます）】

12

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の場合に安心して本共済制度をご利用いただけるよう、ご加入いただく共済制度がご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項についてご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

- 1** 本制度は以下の点で組合員の皆様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 給付金をお支払いする主な場合（補償内容）
- ☐ 補償期間（共済のご加入期間）
- ☐ 補償金額（ご契約給付金額）、免責金額（自己負担額）
- ☐ 掛金および掛金の払込方法
- ☐ 補償の対象となる方（被共済者）

- 2** 加入申込書の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入申込書を訂正してください。また、新規加入者の方はご加入後に送付する「加入者票」の内容について、また既加入者の方は4月にお送りします電機連合けんこう共済「自動継続のご案内」の内容について誤りがある場合は、電機連合福祉共済センターまでご連絡ください。

ご確認いただく事項

基本契約・家族契約の補償部分

以下の事項についてご確認ください。

- ☐ 加入申込書の「生年月日」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
- ☐ 加入申込書の「職業・職務名」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？
- ☐ 被共済者（補償の対象となる方）によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？

携行品損害給付金（携行品一式特約付帯動産総合保険）の補償部分

- ☐ 補償の対象となる方（被共済者）の範囲について、1頁および7頁・8頁でご確認いただきましたか？
- ☐ 補償の対象となる物・ならない物について、1頁および7頁・8頁でご確認いただきましたか？
- ☐ 給付金の限度額・免責金額（自己負担額）について、1頁および7頁・8頁でご確認いただきましたか？
- ☐ 補償の対象地域が国内外であることについて、1頁および7頁・8頁でご確認いただきましたか？

共 通

- ☐ 加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

- 3** 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認いただきましたか？

特に「注意喚起情報のご説明」には、「給付金をお支払いしない主な場合」等、ご加入者にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意*」が記載されていますので必ずご確認ください。

※ 例えば、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

この共済は電機連合福祉共済センターの制度です。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、所属の労働組合または電機連合福祉共済センターまでお問い合わせください。本制度は電機連合福祉共済センターが自家運用すると共に、下記の引受保険会社の損害保険会社と保険契約（総合生活保険 所得補償、総合生活保険 傷害補償および携行品一式特約付帯動産総合保険の共同保険契約、団体総合生活保険 がん補償・介護補償）を締結しています。保険契約については、幹事会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じ、連帯することなく、単独・別個に保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受割合は、変更することがあります。なお、引受割合につきましては、電機連合福祉共済センターにご確認ください。

【団体総合生活保険 がん補償・介護補償以外の引受保険会社】東京海上日動火災保険㈱＝幹事会社、三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン日本興亜㈱

【団体総合生活保険 がん補償・介護補償の引受保険会社】東京海上日動火災保険㈱

【取扱保険代理店】㈱マックス [TEL：03-3454-2716]、コンポーズサービス [TEL：03-3942-9535]

（取扱保険代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。）

13 けんこう共済「A」、「B」、「C」タイプの給付項目ごとの概念図

電機連合福祉共済センターの自家共済と損害保険の組み合わせの概略は次のとおりです。

		■：自家共済	■：損害保険	()：保険の種類	数字：日
基本契約	① 入院給付金(ガン)	1 4 5	365	(総合生活保険 所得補償)	自家共済で退院するまで補償
	入院給付金(ガン以外)	1 4 5	365	(総合生活保険 所得補償)	
	② 休業補償給付金 *基本契約本人のみ	1 4 5	365	(総合生活保険 所得補償)	
	③ 通院給付金	1 4 5	90	(総合生活保険 傷害補償)	
	④ 疾病死亡給付金		一時金	(100万円)	
	⑤ 災害死亡給付金		一時金(総合生活保険 傷害補償)	(200万円)	
	⑥ 後遺障害給付金		一時金(総合生活保険 傷害補償)	(8～200万円)	
	⑦ 手術給付金		一時金	(5～25万円)	
	⑧ ガン退院給付金		一時金	(20万円)	
	⑨ 先進医療費用給付金		先進医療にかかわる医療費用内の技術料相当額	(通算2,000万円限度)	
	⑩ 長期療養給付金		180 一時金	(30万円)	
	⑪ 超・長期療養給付金 *基本契約本人のみ		365 一時金	(100万円)	
	⑫ 救援者費用給付金		1共済事故につき500万円限度(総合生活保険 傷害補償・救援者費用等補償特約)		
	⑬ ドナー給付金		(総合生活保険 所得補償 骨髄採取手術に伴う入院補償特約)	(ガン以外入院日額 × 「入院日数+4日」)	
日常生活サポート特約	① 賠償責任給付金		1共済事故につき国内無制限・国外3億円限度 免責金額なし	(総合生活保険 傷害補償・個人賠償責任補償特約)	
	② 携行品損害給付金		1共済事故につき50万円限度 1共済事故につき免責金額3,000円 ただし、損害額が3,000円超の場合、自己負担はなし	(携行品一式特約付動産総合保険)	
	③ ホールインワン給付金		1回につき30万円または50万円		
ガン特約	① ガン診断給付金		一時金(団体総合生活保険 がん補償)	(200万円) (※65歳以上100万円)	
介護特約	① 介護給付金		一時金(団体総合生活保険 介護補償)	(100万円～500万円の5コースから選択)	

(注) …上記は「A」、「B」、「C」タイプ(満64歳まで)の概念図です。「Y」、「D」タイプおよび「配偶者」、「子供」は自家共済と損害保険の組み合わせや給付項目等が異なります。

(注) …自家共済と損害保険は、保険の支払い限度期間が異なる場合があります。

※詳細は電機連合福祉共済センターにご確認ください。

[2018年6月～
2019年5月]

基本契約・ガン特約

病気の補償
(ガン以外)

お支払いの対象	年代	お支払い事例(給付内容等)	給付金総額
男性(本人)	60代	脳出血 / 入院558日、長期療養、超・長期療養、疾病死亡	5,490,000円
男性(本人)	50代	脊椎梗塞 / 入院204日、休業161日、手術、長期療養、超・長期療養	5,150,000円
男性(本人)	30代	錐体外路症候群(インフルエンザ脳症) / 入院36日、休業329日、超・長期療養	4,650,000円
女性(本人)	50代	くも膜下出血 / 入院107日、手術	1,705,000円
女性(子供)	10代	適応障害/入院180日(支払満了)	900,000円
女性(配偶者)	40代	切迫早産 / 入院56日、手術	380,000円
男性(子供)	10歳未満	気管支喘息 / 入院7日(始期前発病 100%支払い)	35,000円
男性(本人)	40代	睡眠時無呼吸症候群の疑い / 検査入院2日	20,000円

ガンの補償



男性(本人)	60代	直腸カルチノイド / ガン入院189日、休業749日、手術8回	13,730,000円
男性(本人)	50代	胃がん / ガン入院346日、休業256日、手術5回、ガン自宅療養	11,120,000円
女性(配偶者)	50代	急性リンパ性白血病 / ガン入院509日、手術2回、ガン自宅療養	7,300,000円
女性(子供)	10歳未満	肝芽腫 / ガン入院368日、手術3回、ガン自宅療養	4,630,000円
女性(配偶者)	40代	子宮頸部高度異形成 / ガン入院3日、手術、ガン診断	2,280,000円

ケガの補償



男性(本人)	50代	重い物を持ち上げ受傷、第5腰椎分離症 / 入院21日、休業157日、手術、通院10日	1,690,000円
男性(本人)	50代	スキーで転倒、左脛骨骨折 / 入院30日、休業69日、ケガ通院29日、手術2回	1,148,000円
男性(子供)	10歳未満	2階から転落し受傷、急性硬膜下血腫、脳挫傷 / 入院86日、手術4回、ケガ通院7日	994,000円
男性(子供)	10代	自転車で転倒し受傷、左橈尺骨骨幹部骨折 / 入院7日、ケガ通院84日、手術2回	303,000円
女性(本人)	20代	階段を踏み外して足関節捻挫 / 通院6日	12,000円

先進医療



男性(本人)	60代	前立腺ガン / 重粒子線治療	3,140,000円
男性(本人)	50代	前立腺ガン / 陽子線治療	2,983,000円
女性(配偶者)	40代	白内障 / 多焦点レンズを用いた水晶体再建術	903,200円

賠償責任
(個人賠償)

女性(配偶者)	50代	自転車走行中に散歩中の人に衝突 / 治療費、慰謝料、弁護士費用	4,651,338円
男性(本人)	40代	油でマンション共有部を汚損 / タイル他修繕費用	2,520,720円
男性(本人)	60代	洗濯時にホースが外れ、階下の住居の天井や床等に損害を与えた / 修繕費	933,336円
男性(子供)	10歳未満	子供が友人宅でカーテンにぶら下がりカーテンレール破損 / 修理費	7,200円

賠償責任
(受託品)

男性(本人)	40歳代	電動工具を借用して作業する際、燃料を誤ってエンジンが故障 / 修理費(5千円自己負担)	35,824円
--------	------	---	---------

携行品損害



男性(本人)	40代	帰宅途中、ズボンを突起物にひっかけて破損 / 修理費	31,848円
女性(配偶者)	30代	外出中に時計をテーブルにぶつけてガラス破損 / 修理費	15,000円
男性(本人)	20代	職場で眼鏡を落としてフレーム破損 / 全損	10,800円

介護特約

男性(配偶者父)	70代	誤嚥性肺炎により要介護4認定	5,000,000円
女性(本人母)	80代	アルツハイマー型認知症により要介護2認定	3,000,000円
女性(本人母)	80代	交通事故により「所定の要介護状態」に該当	2,000,000円

15 付帯サービス [お役立ち情報のご案内]

緊急医療相談ダイヤル

夜中に 子供が高熱をだした。
どうしたらいい? どの病院に?

※サービスのご利用にあたっては、担当者が、「お名前」「ご連絡先」等を確認させていただきます。
※本サービスは、電機連合が契約している東京海上日動メディカルサービス(株)が提供しています。

無料

24 時間 365 日受付 電話番号(フリーダイヤル)は「ご加入者のしおり」でご確認ください

緊急医療相談

子供がやけどした! 受診するまで何をしたらいいの?
夜、急に胸が痛くなったが、救急車を呼んだ方がいい?

→ 24 時間 365 日救急科専門医、看護師が常駐して、緊急の医療相談にお電話で対応します。

※ご相談は救急科専門医の助言をもとに、看護師が対応します。

医療機関案内

旅先で同行者がケガをしたが、どこに病院があるの?
自宅の近くに PET 検診ができる医療機関はありますか?

→ 夜間・休日に受付している救急病院や、旅先での医療機関、専門医が在籍する医療機関など等をご案内します。

一般健康相談

以前から背中が痛い、受診すべきですか?
下腹部が痛い、何科を受診したらいい?
→ 看護師が専門的な知識と経験にもとづいてお悩みを丁寧にお聞きして、対処の仕方や医師に受診の要否などをアドバイスします。

育児・栄養相談

子供の身長が伸びないのですが…
メタボの夫の食事をどうすればいい?
→ 子どもの成長、病気のお悩みには、看護師や育児カウンセラーが対応します。食事、栄養については管理栄養士がアドバイスします。※一部予約制

お薬相談

薬を処方されたが、以前から服用している薬との飲み合わせを教えてください。
→ 看護師、薬剤師が幅広い薬剤情報をご提供してご相談に対応します。数多くある薬を効果的に使用するアドバイスをを行います。 ※一部予約制

予約制専門医相談

現在の治療内容について、診療科専門医の見解を聞きたいのですが…
主治医から治療方法をいくつか提案を受け、決めるように言われたが迷っている…
→ 予約いただいた 30 以上の診療科専門医が、身体の不調やお悩みに関するご相談にお応えします。

介護アシスト

土日祝日・年末年始を除く 9 ~ 17 時
電話番号(フリーダイヤル)は「ご加入者のしおり」でご確認ください

※本サービスは、東京海上日動火災保険(株)がグループ会社または提携会社を通じてご提供しています。

無料

電話介護相談

- ケアマネージャー・社会福祉士・看護師等が公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。
- 認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただけます。

各種サービス優待紹介

- 高齢の方の生活を支える各種サービスについて、優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。

家事代行	掃除や調理、買物などの家事を代行するホームヘルパーを派遣します。
食事・配食	調理済の食事を宅配します。塩分等を調整した食事を用意しています。
リフォーム	段差の解消や介助可能な浴室等、高齢者向けの住宅リフォームを承ります。

見守り・緊急通報システム	ご家族不在時も安心いただけるよう、緊急通報システムを設置します。
福祉機器	公的介護保険制度の対象とならない福祉機器類を販売します。
有料老人ホーム・高齢者住宅	入居可能な有料老人ホームや高齢者住宅を紹介します。
バリアフリー旅行	バリアフリーに配慮したツアー旅行を提供します。

サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。お住まいの地域 ややむを得ない事情により、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

インターネット介護情報サービス

- ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。 www.kaigonw.ne.jp

ライフプランニングサービス

あなたの家計を診断します。

※本サービスは、東京海上日動あんしんコンサルティング(株)により運営され、FP は東京海上日動あんしんコンサルティング(株)と提携しています。

無料

インターネットで 24 時間 365 日『いつでも どこでも』

① 組合員専用のライフプランシミュレーションがリニューアルされました!

ご利用方法

- 1 インターネットからアクセス <https://www.lps-lifeplan.jp/#/login/jeiu> 電機連合福祉共済センターホームページからもアクセスできます。
- 2 ①「ユーザID」に「自分のメールアドレス」 ②「初期パスワード」に「lps12345」を入力
- 3 「初期パスワード」を自分のパスワードに変更。これでご利用いただけます。

(注) 2019 年度版パンフレット記載の URL にアクセスした場合も、上記 URL のログイン画面に自動で画面遷移します。

操作して困った時も、土日祝対応のサポートデスクが完備されて安心です。▶フリーダイヤル 0120-271-115 (平日: 10 時 ~ 18 時、土日祝: 10 時 ~ 17 時)

② 専門家 (FP: ファイナンシャルプランナー) による面談サービスもあります。

- 特定の金融機関に属さない専門家 (FP) が中立的に総合的なアドバイスをいたします
- 面談日時・場所 (職場・FP 事務所・自宅など) は、ご相談に応じます
- シミュレーションツールに入力すれば、面談時にご自分のライフプラン診断書を無料で受取れます
- 面談予約はツールでも、お電話 (0120-228-726) でもお申込みできます

保障の見直し

福祉共済センターでは、組合員の皆様が「保障の見直し」をするお手伝いをしています。

※本サービスは、株式会社マックス、コンボーズサービスが提供しています。

無料

- あなたの保障を見直すことで、月々の保険料を大きく節約できることがあります。
- 見直しの結果、月々数千円以上の節約ができたケースが多数出ています。

「保障の見直し」をご希望の場合は、所属されている労働組合の福祉共済担当者にお申し出ください。(お申し出が多数の場合は制限をさせていただくことがあります。)

加入申込書の記入例

ガン特約、介護特約は
専用申込書にて
お申し込みください。

申込書に記入誤りや記入もれがある場合、締切に間に合わない場合など補償開始が遅れることがあります。

組合名・支部名・分会名をご記入ください。

丁目番地は(ハイフン)で区切ってください。

フリガナは全部(番地も)記入してください。

※本人・配偶者についてお答えください。

職種級別区分表	
職種番号	本人・配偶者の職業
①	管理的職業従事者(事務)、一般事務員、商品仕入・販売外交員(営業職)、小売店店主・従業員(危険物を取扱わない方)*、飲食店店主・従業員、家事従事者、教員・教師、医師、薬剤師、弁護士、税理士、配偶者で職業に就いていない方等
②	測量作業員等
③	電気通信機器、電気機械、器具の組立・製造・修理、電気技術者(危険物を取扱わない方)*、開発設計者、システムエンジニア、プログラマー、研究者・研究員(危険物を取扱わない方)*、ガソリンスタンド従業員、鉄道運転士・車掌・保線作業員、看護師、屋内清掃員等
④	木・竹・草・つる製品製造作業員(手工)、水産養殖作業員、農耕作業員、植木職・造園師、養畜作業員等
⑤	電気技術者(危険物を取扱う方)、金属プレス・熱処理・研磨・切断・圧延・伸線・精錬・ガス溶接・切断・銑鉄・製鋼、警備員、研究者・研究員(危険物を取扱う方)*、陸上自衛官、消防員(消火活動に従事する方)、守衛等
⑥	自動車運転者(トラック、バス、タクシー等)、建設作業員(普通土工、土木作業員、左官、配管工、型わく大工等)、林業作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員(機械工)、漁労作業員(船長、航海士も含む)、潜水漁師、採掘作業員(坑外、地上作業員、機械操作員)等
⑦	ボイラー等による銑鉄・製鋼・精錬、警察官(内勤事務専門以外)、海上・航海自衛官、海上保安官等
⑧	建設作業員(高所、橋りょうなどの大規模な作業に従事する大工、とび工)、採掘作業員(上記⑥以外)等

*危険物とは、爆発性、毒性、劇薬、高熱、低熱、高圧等をいいます。

告知事項を確認のうえ必ず署名・捺印してください。

金融機関お届け印を必ず押印してください。(2ヶ所)

印相違により、引落し口座の設定ができない場合、加入が取消になる可能性があります。

●子供の加入(4名以上の場合)

新規加入申込書では、子供の加入は3名まで記入ができます。一度に4名以上お申し込みの場合は、別の申込書に「組合・支部名」「ご本人のお名前」をご記入いただき、捺印の上、子供が加入するのに必要な事項を記入し、2枚の申込書を同時にご提出ください。

2020年度 新規加入用
電機連合福祉共済センター行
私(加入申込者)は、電機連合福祉共済センター会員であり、「重要事項説明書」および「ご加入内容確認事項」を確認の上、本共済に下記ののとおり申し込みます。また、掛金等の支払を収納代行会社を通じて口座振替することを依頼します。
なお、私は、「個人情報等の取扱いに関するご案内」と「告知の大切さ」に関するご案内の内容について、家族加入者全員の了解あるいは同意を被認の上、同意いたします。
私は「ご加入に際して」を被認し、損害保険契約者である電機連合福祉共済センターに対して加入を依頼します。

●太枠の所を必ずご記入ください。

加入申込書は損害保険申込書の一部を成します。組合にてご記入ください。

電機連合けんこう共済
新規加入申込書兼口座振替申込書

記入日 2020年6月10日

組合名 ○○労働組合 支部名 ○○○○ 分会名 ○○○○

フリガナ デンキ タロウ 性別 ★ 生 年 月 日 34 74 83
姓 電機 名 太郎 申込者 男 昭平 年 月 日 4 6 0 4 2 0
性 女 昭平 年 月 日 4 6 0 4 2 0

〒108-8326 電話番号 03-XXXX-0420
フリガナ ミナトクミタ1-10-3 デンキマンション201
漢字 港区三田1-10-3 電機マンション201

現在所 (都道府県) (記入不要)

私と被共済者全員の、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。
①私が電機連合福祉共済の構成員であること ②重要事項説明書の内容 ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
④裏面の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容 ⑤4ページの「告知の大切さ」に関するご案内の内容

ご加入に際して

新規加入 (上記の通り) (上記の通り)

本人 (上記の通り) (上記の通り)

配偶者 (上記の通り) (上記の通り)

子供 (上記の通り) (上記の通り)

Yタイプは家族契約の加入はできません。表紙のスケジュールにそった補償開始日を選択してください。

加入される方全員の署名・捺印が必要です。
(注1) 加入される方がご回答のうえご捺印ください。
(注2) 未成年者の方は、親権者を代表して、加入者本人が署名・捺印してください。

★ 他保険契約等 (※) あり

他の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。))がある場合は、右記に詳細をご記入ください。

中央 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収 加)

収納代行会社名 明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS) 生 年 月 日 共 済 加 入 者 番 号
団 体 名 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 2028100500

預金者名 (ご加入者本人に限る) 電機 太郎 振替日・払込日 毎月12日 (当日が休業日の場合は翌営業日) 捺 印

金融機関 三田 本店 出所 金融機関番号 2963286 店舗番号 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300

ゆうちょ銀行 口座を指定する場合 口座番号 00140-5-120363 払込先加入者名 明治安田収納ビジネスサービス株式会社 払込金の種別 集金 30

金融機関をい
ずれかご指定く
ださい。

口座番号は通帳等でご確認のうえ右つめでご記入ください。
(「ねんきん共済」の引落し口座と異なる設定はできません。)

右つめでご記入ください。
末尾は「1」となります。

質問1~3で「なし」の回答になり、さらに質問4(妊娠している方のみへの質問)で告知事項に記入する必要のない方であっても、必ずご本人が署名・捺印してください。

●ご記入内容は機械処理いたしますので、指定された枠内に楷書でいねいにご記入ください。(住所・氏名欄にゴム印等をご使用になりませんようお願いいたします。)

●新規加入の場合にのみ、この申込書でご提出ください。契約タイプの変更、家族の追加、及び住所や口座変更等の場合は、組合備えの別途用紙をご使用ください。

●ご本人控としてコピーをおとりください。

●申込書は組合(支部)窓口へご提出ください。

ぜひ

ホームページ

HP

にアクセスして

動画をご覧ください!!

電機連合福祉共済センターのホームページ

<https://kyosai.jeiou.or.jp/>

けんこう共済の制度内容を動画でわかりやすくご案内しています。

Q&A、その他の情報も掲載していますのでご活用ください。

スマホでもARで動画がご覧になれます!

アプリ用QR

iPhone/iPadの「AppStore」又はAndroid OS 端末の「Playストア」等から【COCOAR2】を検索して、バンダマークの無料アプリをダウンロードしてください。アプリを起動し、上記のスマートフォンの写真にかざすと動画をご覧になれます。

※一部機種では、電波環境、周囲の明るさ等によって、読み取りができない場合がございます。

※別途パケット通信料がかかります。ご利用状況によりパケット通信料が高額になる場合がありますので、パケット定額サービスのご利用を推奨します。

COCOAR2

個人情報 の取扱い に関するご案内

電機連合福祉共済センターは、本加入申込書に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、電機連合福祉共済センター会員の確認、加入者からの照会・応答、給付金支払いの他、電機連合福祉共済センターが行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために利用させていただきます。

また、電機連合福祉共済センターは、本申込書に関する個人情報を、本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、所属労働組合、引受保険会社*1、取扱保険代理店*2、業務委託先（掛金収納代行業者、調査会社等）、金融機関等に対して提供いたします。

加入申込者におかれては、共済加入申込にあたり、電機連合福祉共済センターが個人情報を上記目的のために提供・利用することにつきご同意いただきたくお願い申し上げます。

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

詳細については、電機連合福祉共済センターのホームページ（<https://kyosai.jeiou.or.jp/>）をご覧ください。

*1 引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

*2 取扱保険代理店は、本申込書に関する個人情報を、本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、電機連合福祉共済センターと共同利用いたします。

(2019.12.580,000)

募集文書 No.19-T04341

作成月 2019年 11月作成

表紙のキャラクターの紹介

いつまでも若々しく長生きできる「ベニクラゲ」がモチーフです。温かいハートを持ったフォルムで親しみやすいキャラクターにしました。

預金口座振替依頼書の裏面

私および預金者は、表記料金等の支払いを預金口座振替の方法により表記収納代行会社を通じて行うこととしたいので、預金口座振替規定を承認のうえ依頼します。

なお、本取り扱いは開始は、表記収納代行会社の事務手続き完了次第といたします。

一預金口座振替規定一 ゆうちょ銀行は除く（注1）

1. 貴行（金庫、組合）に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。

2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。

3. この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。

4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

（注1） ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページをご覧ください。

（お願い） ●この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書が送付された場合、記載内容に不備がありましたら、右記該当項目に○印をつけて明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)へ至急ご返送ください。

返送先: 〒135-8385 東京都江東区東陽2-2-20 東陽駅前ビル10F

明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)

事務サービス部(共済) 電話 03-3615-3127

金融機関使用欄

（不備返却事由）

1. 預金取引なし

2. 記載事項等相違

ア.金融機関番号

イ.店名

ウ.店番

エ.預金種目

オ.口座番号

カ.口座名義

（字体相違、代表者名漏れを含む）

3. 印鑑相違

4. 印鑑不鮮明

5. 該当口座なし

6. 口座解約済

7. その他

事由

検印

印鑑照合

受付印

取扱店日附印